

令和5年度福島県一般会計補正予算（第2号）

令和5年度福島県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,508,869千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,347,975,391千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		277,495,388	7,017,323	284,512,711
	2 国庫補助金	228,420,004	7,007,327	235,427,331
	3 委託金	1,377,438	9,996	1,387,434
12 繰入金		134,649,948	2,315,082	136,965,030
	2 基金繰入金	129,367,423	2,315,082	131,682,505
14 諸収入		159,823,974	4,664	159,828,638
	8 雑収入	12,359,331	4,664	12,363,995
15 県債		142,042,433	171,800	142,214,233
	1 県債	142,042,433	171,800	142,214,233
歳入合計		1,338,466,522	9,508,869	1,347,975,391

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		100,826,133	14,660	100,840,793
	3 企 画 費	56,056,818	14,660	56,071,478
3 民 生 費		140,895,137	2,309,412	143,204,549
	1 社 会 福 祉 費	101,735,639	2,286,357	104,021,996
	2 児 童 福 祉 費	33,645,735	21,075	33,666,810
	3 生 活 保 護 費	3,552,207	1,980	3,554,187
4 衛 生 費		117,419,266	974,297	118,393,563
	2 環 境 衛 生 費	2,356,842	1,400	2,358,242
	4 医 薬 費	20,978,618	972,897	21,951,515
6 農 林 水 産 業 費		93,294,932	544,087	93,839,019
	1 農 業 費	39,776,544	361,035	40,137,579
	3 農 地 費	26,862,309	65,124	26,927,433
	4 林 業 費	17,757,145	10,821	17,767,966
	5 水 産 業 費	5,138,287	107,107	5,245,394

7 商 工 費		171,625,932	5,346,686	176,972,618
	1 商 工 業 費	167,766,713	5,346,686	173,113,399
10 教 育 費		222,282,451	35,310	222,317,761
	4 高 等 学 校 費	47,589,437	35,310	47,624,747
11 災 害 復 旧 費		21,435,408	284,417	21,719,825
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	489,288	120,466	609,754
	4 社 会 福 祉 施 設 災 害 復 旧 費	0	163,951	163,951
歳 出 合 計		1,338,466,522	9,508,869	1,347,975,391

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 出

第 2 表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
県立学校施設等災害復旧費（県立学校施設等災害復旧）	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	43,620	令和 6 年度から 令和 9 年度まで	180,348

第 3 表 地 方 債 補 正

(1) 追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
社会福祉施設災害復旧費	47,300	1 借入方法 普通貸借又は債券発行（他の地方公 共同体との共同発行を含む。） 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮 し、又は借換えをすることができるものとす る。
児童福祉施設災害復旧事業費	4,100			
計	51,400			

(2) 変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立学校施設等 災害復旧事業	214,400	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 （た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率）	起債日から35年以内（据 置期間を含む。）の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。	334,800	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 （た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率）	起債日から35年以内（据 置期間を含む。）の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。
計	121,154,433				121,274,833			